

平成 30 年度 社会福祉法人 賀光会 ポプラ事業計画(案)

「ポプラ」は指定生活介護事業所になって9年目になります。これまで、「楽しい時間が過ごせるプログラムの設定」や「個別支援計画に基づくサービスの提供」を基本姿勢とし、サービスの質の向上及び職員の資質向上を図ってきました。

法人の理念、基本方針に基づき、利用者の個性を尊重し、利用者と職員それぞれが自分自身を磨き、一人ひとりが輝き潤いのある生活を実現できるよう、日中活動の充実と安定した経営を第一の課題として、質の高いサービス提供と事業運営に努めてまいります。

社会福祉法人制度改革がすすむ中、組織運営のガバナンスの向上等とともに、地域における公益的な取り組みを積極的にすすめ、実践を確実に重ね、地域に貢献していく必要があります。社会貢献に積極的、継続的に取り組むため、藤井寺市社会福祉施設連絡会及び大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」の一員として、施設間連携と協働による生活困窮者支援を行うとともに、その一環として中間的就労等の事業を、賀光寮と協働して行ってまいります。

平成 30 年度「ポプラ」運営方針

法人の理念、基本方針に基づき、安心・安全・安定した質の高いサービス提供を行うため、次のことをポプラの運営方針とします。

I 総合的な福祉サービスの提供

個別支援計画を作成し、利用者の意向や意欲を重視した支援をします。支援にあたっては、人権の尊重とプライバシーの保護に留意し、チームワークをもって専門機能を生かし、創意工夫した総合的な福祉サービスを提供します。

II 喜びを実感できる生活の実現

趣味や楽しみを感じられるプログラムを利用者と共につくり、日常生活に生きがいを持てるよう支援します。また、働く喜びを実感できるように生産活動の機会を提供します。

III 安心、安全な支援と管理

一人ひとりの安全が守られ、心身ともに健やかに生活が送れるように、職員間の連携を密にして健康の維持・管理、疾病の予防に関する支援をします。

IV 専門性の向上

質の高いサービス提供と信頼される事業所を目指し、改革の精神と意欲に満ちた人材の育成に努め、また、専門知識と技術の向上に励み、職員の資質向上を図ります。

V 経営の安定、透明化

事業所のPR活動を定期的に行い、定員を確保し、より安定した経営をめざします。また、経営と施設情報を積極的に公開します。

VI 地域共生と情報発信

地域社会の一員として施設機能について地域に情報発信し、また、地域と協働し、地域福祉の向上に貢献します。

平成 30 年度「ポプラ」運営方針に基づく計画

1 総合的な福祉サービスの提供

運営方針に基づき質の高い利用者本位の総合的なサービス提供をめざします。

(1) 生活支援

利用者の同意に基づいて作成した個別支援計画を基に①生産活動、②創作的活動、③社会体験、④レクリエーション、⑤生活相談、⑥作業療法などのプログラムの提供と支援を行います。

介助が必要な利用者には、排泄や更衣などの支援を行います。

また、長期に利用のない利用者には、事前に許可を得た上で、自宅への訪問により利用の動機付けと支援の見直しを行います。

(2) 給食

個別支援計画を基に、障害の状況や病状に配慮した食事提供をします。

- ・給食委員会、嗜好アンケートの結果をメニューに活かします。
- ・季節に応じたイベント食(月 1 回)、おやつ(月 1 回)、特別食等の創意工夫したメニューを提供します。

(3) 連絡

希望される方に、連絡ノートで利用者の家族と連絡調整をします。また、広報誌「きずな」や、利用者の同意を得て作成した「ポプラギャラリー」(活動の写真)を保護者へ配付します。

(4) 送迎

利用者の希望に応じて送迎を行います。

(5) 個人情報の保護

緊急時や、関係機関への情報提供が必要な場合には、個人情報使用同意書に基づいて、情報の提供を行います。

また、ケース記録、個別支援計画等の個人情報を適切に保護します。

(6) 虐待の防止

障害者虐待防止法を遵守し、利用者の人権を尊重し、「威力・不適切行為(虐待)防止マニュアル」に基づき、利用者の人権擁護・虐待防止に努めます。

ア 虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて人権意識、知識、技術の向上に努めます。

イ 虐待防止マニュアルの点検と整備を行います。

ウ 苦情解決体制の点検と整備を行います。

(7) コンプライアンス (法令遵守)

コンプライアンス、行動規範、虐待防止等の自己チェックを全職員が毎年行い、コンプライアンス、人権尊重、虐待防止への職員の意識向上を図ります。

(8) 災害対策

避難消防訓練を年2回(1回は消防署立会い)以上実施いたします。そのうちの1回は大阪880万人訓練の実施日に合わせて、地震、防犯訓練を行います。同時に、備蓄食の食事体験、備蓄食の賞味期限及び災害時用の備品の確認と点検を行います。

備蓄食は、法人として130人(賀光寮利用者50人、ポプラ利用者20人、地域の方30人、賀光会職員30人)の3日分、1,170食を準備します。

また、柏羽藤消防組合主催の防災講習会などの研修に参加し、災害予防の知識の向上に努めます。

2 喜びを実感できる生活の実現

(1) 生産活動

生産活動は、利用者の働く喜びを実感できるように、社会との接点となり、自己実現の機会となるよう創意工夫します。

ア 受託による内職作業などを実施します。

- ① ヘアピンのはめ込み作業
- ② のし袋、ボンドなどの袋詰め作業
- ③ 収納容器の袋詰め作業
- ④ その他

イ 作業工賃は、工賃規程により参加回数を基礎として必要経費を差し引いた額を支給します。

(2) 創作的活動

利用者の希望や季節感を取り入れた創作的な活動を毎月実施し、支援します。

- ア 五月飾り、七夕、ハロウィン、クリスマス、ひなまつりの飾り作り等
イ 陶芸クラブ(概ね月2回)
ウ 美術クラブ(月1回)

(3) 社会体験

社会体験を生活支援の一環として位置づけ、生活の幅を広げていただけるように、情報の提供を行います。日常と違った変化のある行事や活動をとおして、色々な場面で違った角度から支援することによって、より一層の利用者の理解と把握につなげ、支援の質を高めることをめざします。

- ア 外出(買い物含む)
イ 調理実習(8月・12月の年2回)
ウ おやつ作り実習(8月・12月を除く年10回)
エ 野菜づくりや花づくり
オ 花見
カ 正月外出

(4) レクリエーション

レクリエーションを生活支援の一環として位置づけ、日常と違った変化のある行事や活動をとおして、色々な場面で違った角度から支援することによって、より一層の利用者の理解と把握につなげ、支援の質を高めることをめざします。

プログラムについては、趣味や興味を取り入れた楽しみのある内容のものを提供できるように、利用者自治会の意見を取り入れて策定いたします。

- ア DVD鑑賞(概ね週2回)
- イ 誕生会(該当月に1回)
- ウ 喫茶(月1回)
- エ クイズ(月に2回)
- オ 音楽クラブ(月1回)
- カ Wiiゲーム(月1回)

(5) 生活相談

心理相談員による生活相談(月1回)を行います。事業所内の巡回や相談室での個別面談で生活上の悩みなどを聴き、心の安定を図ります。

また、職員の心身の安定を図るための相談を行います。

(6) 理学療法または作業療法

希望される利用者には、療法士によるプログラム提供を行い、日常生活動作の維持、向上を図ります。

(7) ひまわりの会(利用者自治会)活動

利用者の自主性を引き出し自己決定できる力をはぐくむ機会とし、利用者からの意見・要望を聞き取り、また利用者が主体的に自治会活動ができるように、職員が側面的に支援していきます。(毎月実施)

3 安心、安全な支援と管理

(1) 健康管理

利用者個々の心身の状態を把握し、疾病についての情報は全職員で共有し健康の維持・増進を図ると共に疾病の予防に努め、心身ともに良好な状態で快適な生活ができるよう次の支援を実施します。

- ア 体重測定を、月に1回実施し記録・管理
- イ インフルエンザの予防接種
- ウ 健康診断
- エ 歯科検診

(2) 環境衛生

インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底します。

- ア 利用者、職員に手洗いやうがいの励行により感染防止に努めます。インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が発生した場合など、感染症マニュアルにそって対処します。

感染が収束しない場合は、保健所等の指示を求めます。
イ トイレ、多目的室等の関連設備の清掃、消毒を徹底します。

4 専門性の向上

(1) 職員研修

職員の資質を向上し、サービスの質を高めるために、職域外研修として全国社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、大阪府社会福祉協議会、藤井寺市社会福祉施設連絡会、藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）等の研修会に参加します。

職域内研修としては次のとおり実施し、職員の資質向上を図ります。

ア 職員研修報告会を実施します。

イ 法人理念・基本方針、各種マニュアルに関する研修を年1回以上行います。

ウ 感染症及び食中毒を防止する観点から感染症に関する研修を年1回以上実施します。

また、地域貢献を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカーの研修に派遣します。

(2) 各種マニュアルの点検、整備

各種マニュアルを年1回、点検、整備するとともに、業務の標準化に努めます。

(3) 苦情解決

苦情・要望については、ホームページで公表し、苦情解決システムの適切な活用を図るとともに、第三者委員による巡回相談や心理相談員による生活相談の機会の提供をします。

また、苦情をニーズとして受け止め、サービスの質の向上に努めます。

(4) リスク管理

不審者の対応を、利用者、職員を守るための自衛手段として職員に徹底し、周知します。事故が発生した時には、速やかに関係機関などに連絡を行い、さらにその発生がどうして起きたのか、どうすれば防げたのかを検証し、再発を防止します。

「ヒヤリハット」の活用によりリスク管理を行い、サービスの向上を図ります。

(5) サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るために、利用者への顧客満足度調査及び施設の自己評価を年1回以上実施します。また、法人の理念、職員倫理綱領に関する職員個々の自己チェックを年1回以上行い、職員の意識と資質向上を図ります。

事業目的を明確に理解し、職員それぞれが自身の課題を発見し、資質向上を図れるよう人事考課を実施します。

5 経営の安定、透明化

(1) 利用者の募集

藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）、支援学校、相談支援事業所等と連携を計り、事業所の宣伝と共に利用者募集に努めます。

支援学校等からの見学や体験実習に随時応じます。

(2) 入退所

入所については、関係機関と連携し速やかに対応します。

退所については、他の事業所と連携を計り、利用者の希望に応じた事業所または相談機関への引き継ぎを行います。

6 地域共生と情報発信

(1) 社会貢献

地域福祉に貢献するため公益的な取組等を、賀光寮と協働して行います。

ア 生活困窮者等の支援のための相談、受入及び支援

イ 中間的就労の利用希望者への相談、受入及び支援

ウ 「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者への支援

エ 藤井寺市社会福祉施設連絡会での施設間協働による地域貢献活動

オ 矯正施設出所者等への支援

(2) 地域貢献

ア 藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）に参加

イ 藤井寺市障害者介護認定審査会に参加

ウ 災害等の緊急時に避難場所として地域に開放

エ ボランティア、福祉実習生、介護等体験生の受入

オ 支援学校および相談支援事業所等からの体験実習を随時受入

カ 小学校、中学校等の職場体験等、学校教育への協力

(3) 地域交流

地域の一員として、交流を促進するとともに地域福祉の向上を図ります。

ア 賀光会バザールの開催

イ 地域と協働したもちつき大会の実施

ウ 「パープル&社協フェスタ」（藤井寺市社会福祉協議会主催）、「南藤井寺ふれあい祭り」（南藤井寺地区主催）等の地域行事に藤井寺市社会福祉連絡会や地元町会と連携して参加

エ 藤井寺市障害者施設連絡会主催の運動会へ参加

オ 障害者週間に、市民の障害者への理解を高める「ふれあいキャンペーン」活動に参加

(4) 広報活動

地域の一員として、施設機能について情報発信し、協働して地域福祉の向上に貢献します。

ア 広報誌「きずな」を年3回発行し、関係機関や、利用者の家族に利用者の日々の活動や賀光会の行事などの紹介をします。

イ 賀光会ホームページを年2回以上更新し、施設の話題を随時発信します。

ウ 地域の行事に参加し、事業所の広報に努めます。

エ 藤井寺市や支援学校主催のパネル展に参加し、事業所の広報に努めます。

平成 30 年度 ポプラ行事予定

4 月	花見
6 月	避難訓練(火災) パープル&社協フェスタ 2018 参加
7 月	バーベキュー 歯科検診 社会体験
8 月	調理実習 南藤井寺ふれあい祭り出店
9 月	防災訓練(地震・防犯訓練)
10 月	第 39 回賀光会バザール 藤井寺市障害者施設連絡会運動会
11 月	社会体験 インフルエンザ予防接種
12 月	調理実習 もちつき大会 大掃除 年忘れ会
1 月	正月外出体験
2 月	回転寿司 健康診断

- ※ 喫茶、イベント食、誕生会、ひまわりの会（自治会）は、毎月実施いたします。
- ※ 支援学校や他の事業所等からの体験実習を随時受け入れます。
- ※ 介護等体験実習、社会福祉実習を随時受け入れます。
- ※ 保護者会（4 月(茶話会)、7 月・9 月・11 月）を開催します。